

國學院大學學術情報リポジトリ

「曳きものの祭礼」にみる地域的特性とその形成要因：埼玉県を事例として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 筒井, 裕 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001940

「曳きものの祭礼」にみる地域的特性とその形成要因

—埼玉県を事例として—

筒井 裕

要旨

本稿では、山車や屋台などの「曳きもの」の祭礼にいかなる地域的差異がみられるかを明らかにすべく、これらを用いた祭礼が盛んな埼玉県を事例に研究を試みた。そこで、市町村史・民俗誌などの資料から、曳きものの祭礼に関連した記録を抽出し、その概要（曳きものの種類・祭礼日・祭礼の属性）を把握するとともに、曳きものの祭礼に関する地図を作成した。上記の作業から、①近代以降、埼玉県では二六六件もの曳きものの祭礼が行われてきたが、その分布密度は、大宮台地・武蔵野台地・秩父盆地中心部などの市街地でとくに高くなっている、②同県の東部では「山車」を、北部・南部では「山車」と「屋台」を、西部では「笠鉦」を使用する、③関東平野や秩父盆地の中心部といった市街地では、おもに夏季に祇園信仰の祭礼で、山間部など人口密度の低い地域では、春・秋祭りで曳きものを用いるなどの地域的差異がみられることがわかった。さらに、「笠鉦」が秩父地方に多数分布する理由について考察した。その結果、①秩父山地が笠鉦の他地域への流出を阻んだことから、これらの伝播範囲が秩父盆地内にほぼ限定されたため、②笠鉦がもつ構造と伝承が農家の嗜好と合致したことから、同地方での受容が容易であったため、という二つの要因を見出すことができた。

キーワード

山車、屋台、笠鉦、曳きもの、祇園信仰

一 はじめに

日本の神社祭礼には、御輿・山車・つくりものなど、実に様々な「モノ」が登場する。なかでも、京都の祇園祭に奉納される山や鉦などのように、大勢の氏子が担ぐ、あるいは車にのせて曳き回す「モノ」は、その装飾性の高さから、人々を大いに魅了し、祭礼に一層の華やぎを与える存在となっている。その起源は神の依代となる「標山」で、内裏と齋場との間を移動する神座であったとされる（折口博士記念古代研究所編、昭和六二）。中世以降、これに様々な装飾上の工夫が施され、現在、「鉦・笠鉦・万灯・梵天・山鉦・

山・山笠・山車・曳山・船・車・屋台・ダンジリ・タテモン・行灯（宮田・植木、平成一二）など、実に多様な名前が付けられ、祭礼に用いられるようになった。以下、本稿では、祭礼時に氏子が集落内を曳き回すこれらの「モノ」を「曳きもの」と総称し、論を展開することとしたい。

さて、大島（平成一四）が「山・鉦・屋台とその行事は、地域の伝統的な産業や文化と密接に結びつき、作りものに見られる素材や意匠、出し物などに多様な展開がみられる」と指摘するように、曳きものの祭礼には、各地の地域的特性が凝縮されている。よって、これらにいかなる地域的差異がみられるかを把握することは、日本各地の社会的背景や、これに根差した人々の

精神性の多様さを詳らかにすることにつながるものと思われる。

曳きものの祭礼の地域的差異を取り上げた主要な研究のひとつに、昭和五〇年代に刊行された『日本祭礼地図』シリーズがある。同シリーズでは、日本国内の曳きものの祭礼の分布と奉納される曳きものの呼称（種類）を、春季、夏季、秋季、冬季・新春の季節ごとに地図に示している。我々は、これらの地図から、

春季（約二〇〇件） 祭礼の数は夏期・秋期と比較すると相対的に少なく、おもに、北陸地方・東海地方・滋賀県・福岡県などで曳きものの祭礼が行われる。大部分の祭礼において「山車・だんじり・屋台」に属する曳きものが使用される。

夏季（約五〇〇件） 関東地方・能登半島・東海地方・九州北部を中心に、日本各地で曳きものの祭礼が最も盛んになされる。東北地方の日本海側・茨城県・能登半島・岐阜県・愛知県・近畿地方・四国地方・九州地方では、つくりもの（ねぶた・実盛人形・鹿島人形など）を飾った曳きものを奉納する。これに対し、東北地方の太平洋側・関東地方では、専ら「山車・屋台・だんじり」に類する曳きものを用いる。

秋季（約三六〇件） 西日本を中心に曳きものの祭礼が実施される。北陸地方と愛知県では「山車・だんじり・屋台」を、近畿・瀬戸内地方では「太鼓台（布団だんじり）」を、愛媛県西部では牛鬼などのつくりものを巡行させる。

冬・新春（約二〇〇件） 曳きものの祭礼はほとんど行われない。その分布は、わずかに、北関東以南の地域で散見される程度である。

などの情報を得ることができるといえる。このように、日本全国というマクロな視点で曳きものの祭礼の分布と曳きものの呼称に関する地域的差異の把握が可能になったが、なぜ、上記のような現象がみられるかについては明らかにされていない。『日本祭礼地図』シリーズが報告した曳きものの祭礼の総数は、

約一、二〇〇件にものぼるが、植木・田井編（平成一七）は、日本全国には「二五〇〇件に及ぶ」曳きものの祭礼が存在すると指摘する。両者の数値を比較すると、同シリーズの調査精度は十分なものとは言えず、今後、埼玉県教育委員会編（平成九）や四国民俗学会編（平成一四）のように、各都道府県を単位に曳きものの祭礼の事例を丹念に収集したうえで、日本におけるこれらの全体像を明らかにしていく必要がある。

たとえば、先に示した埼玉県教育委員会編（平成九）は、県単位というよりミクロな視点で曳きものの祭礼の地域的特性について述べている。同報告では、埼玉県下で実施されてきた二八五件もの「山車・屋台・笠鉦」の出る「祭り・行事」の分布を、「山車・屋台」と「笠鉦」の二類型に分類して図示し、さらに、これらの概要（行事名、実施集落、神社・寺院名、祭礼日、曳きものの種類、継続状況）を記した一覧表を掲げている³。しかし、これも秩父地方に笠鉦が偏在するという事実を指摘するのみで、なぜ、曳きものがこのような分布傾向をもつのか、その要因を考察するまでには至っていない。

以上から、曳きものの祭礼の地域的差異に注目した研究は、調査対象地域のスケールを問わず、おおまかな曳きものの種類別分布の把握にとどまっていると言えよう。このため、それ以外の地域的差異の把握や、ある種類の曳きものが特定地域に偏在する理由の解明が研究課題として残されてしまった。そこで本稿では、曳きものの祭礼が盛んな地域のひとつであり、また比較的研究の進展がみられる埼玉県を事例としてとりあげ、同県における曳きものの祭礼の地域的差異を再検討するとともに、ある種類の曳きものが特定地域に偏在する要因の考察を試みることにした。

本研究では、次の手法で分析を進めた。最初に、市町村史・民俗誌、および埼玉県神社庁神社調査団編（昭和六三・平成四・平成一二）などの資料から曳きものの祭礼に関連した記述を抽出した⁴。次に、その結果を基礎的資料として、同県における曳きものの祭礼の概要（分布・呼称・執行日・祭礼を行う神社の属性など）を把握するとともに、曳きものの祭礼に関する地図を作

成し、どのような地域的差異がみられるか検討した。そして最後に、秩父地方に注目し、そこで笠鉾を使用する祭礼が多数みられる要因について考察した。

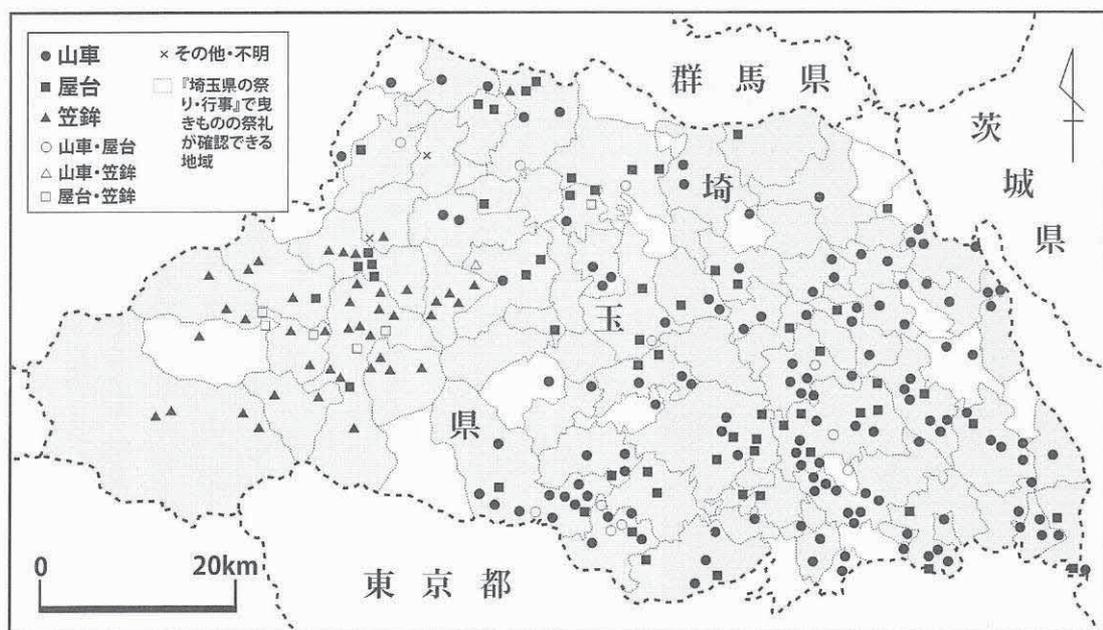
二 埼玉県における曳きものの祭礼の分布と地域的差異

市町村史・民俗誌・埼玉県神社庁神社調査団編（昭和六三・平成四・平成一三）などの資料を分析した結果、曳きものの祭礼の分布密度・呼称・祭礼日について地域的差異がみられることが明らかになった。以下、本章ではこれらの点について述べることにする。

(一) 曳きものの祭礼の分布密度

資料の分析から、近代以降の埼玉県では、確認し得るだけでも二六六件の曳きものの祭礼が行われてきたことがわかった。ただし、これらのうち一〇四件は曳きものの巡行を中止した、あるいはそのような状態にあると推測される事例である。つまり、明治期以降、同県では全体の三九・一パーセントもの曳きものの祭礼が衰退したと考えられる。その理由として、①火災・戦災などによる曳きものの焼失、②他集落への曳きものの譲渡、③曳きものの老朽化、④電線の架設や交通量の増加にともなう巡行条件の悪化、⑤曳きものの曳き手不足などが挙げられる。これとは逆に、曳きものを新たに購入したり、途絶した祭礼を再開したりするなどして、祭礼を活性化させた事例も一五件と少ないものの確認することができた。

第1図に、近代以降の埼玉県で行われた曳きものの祭礼の分布を示した。この図から、同県のほぼ全域で祭礼時に曳きものを用いる習慣があることが明らかになる。また、大宮台地・武蔵野台地の周辺や秩父盆地の市街地においては、曳きものの祭礼の分布密度が比較的高いものに対し、①妻沼町以南の利根川右岸地区と②秩父地方の山間部―とくに東側―では、その分布が相対



第1図 埼玉県における曳きものの祭礼の分布と曳きものの種類

的に疎らになっていることが理解される。前者は比較的早い時期から多数の人口を抱え、市街地が発達していたことから、曳きものを作製・維持する経

済力を有していた地域だと言える。一方、後者は、①頻発する洪水により湿地帯となったために、重量のある曳きものの巡行に適さない地域、あるいは、②山間部で人口が少ないために曳きものの作製・維持費用の捻出が困難なうえに、曳き回しに不向きな傾斜地が多いことから、これらを用いた祭礼が成立しにくい地域だと考えられる。



写真1 川越氷川神社の祭礼「川越氷川祭り」の山車(平成19年、筆者撮影)

平成19年の祭礼には、川越市所有のものを含む13基の山車が奉納された。



写真2 秩父神社の祭礼「秩父まつり」の屋台(平成19年、筆者撮影)

扇を持った男性のそばの柱に、「天下泰平」や「五穀豊穡」と記された「懸札」が下げられている。

(二) 曳きものの呼称

分析の結果、埼玉県では曳きものに「屋台」・「屋台太鼓」・「御囃子屋台」・「曳き回し屋台」・「底抜け屋台」・「笠鉾」・「曳き太鼓」・「山車」・「山車太鼓」・「船山車」・「花山車」など、実に様々な呼称をつけているが、とくに名前に「山車」・「屋台」・「笠鉾」と冠するものが多数存在することが判明した。最も多くみられるのが「山車」(一四五件)と称する曳きもので、以下、「屋台」(九〇件)、「笠鉾」(五二件)と続く(重複を含む)。その一方で、「ダンジリ」・「山」・「山笠」・「曳山」という呼称のものは一切確認されなかった。これらの事実から、同県では、「山車」・「屋台」・「笠鉾」と呼ばれるものが代表的な曳きものになっていると言える。以下に、これら三種類の構造にみられる特徴を記す。

山車 代表的な「山車」として、川越市の川越氷川神社の祭礼「川越氷川祭り」に登場する曳きものを挙げることができる(写真1)。これは、屋根・囃子台(舞台)・車輪(四輪)付きの二層式のもので(全長約八メートル)、江戸の天下祭りに奉納された「江戸型山車」の形態をよく継承しているとされる(埼玉県教育委員会編、平成九)。「山車」の特徴として、その最上



写真3 秩父神社の祭礼「秩父夜祭り」に使用された笠鉾(平成19年、筆者撮影)

秩父まつり会館所蔵。大正期の電線の架設を契機に、花を飾らない状態で巡行するようになった。

部に太田道灌や天鈿あめのつずなどの人形を飾る点や、御囃子・踊りなどの芸能を披露するための囃子台はしこだいが設けられている点を指摘できる。

屋台 秩父市の秩父神社の祭り「秩父夜祭り」(毎年十二月二・三日)に登場する「屋台」が著名である(写真2)。全長約六・五メートルの「屋台」は、豪華な刺繍で彩った幕・精巧な彫刻を施した屋根・舞台・車輪(四輪)などで構成される(秩父市教育委員会編、昭和三〇)。「動く陽明門」とも呼ばれる「屋台」の豪奢さは、近世秩父の町衆の経済力の強大さを反映していると言われる。舞台上では御囃子や踊りなどの演芸が披露されるが、歌舞伎の上演時になると、その左右に張り出し舞台が据えられる。この点も「屋台」の構造の大きな特徴のひとつになっている。

笠鉦 秩父神社の氏子を使用した「笠鉦」が秩父地方最古のもので、これが秩父地方の笠鉦の雛型となったと考えられる(藪田監修、平成一七年。写真3)。たとえば、同社の氏子集落のひとつである下郷しもごうの「笠鉦」は、全長一六メートル、総重量二〇トンにも及ぶ非常に大規模なものである(井上、平成一八)。「笠鉦」にも屋根と車輪が付いているが、「山車」や「屋台」とは異なり、舞台の部分がない。「笠鉦」の土台部分である勾欄には「芯柱」と呼ばれる一本の柱が立てられ、その上部に三層の笠と飾り(御幣または太陽)が配される。さらに笠の周囲には和紙で作られた「花」が垂らされる。秩父地方では、この部分は「五穀の実り」を表現し、また、養蚕業に繁栄をもたらす縁起のよい部分だと認識されてきた(後述)。よって、「笠鉦」は秩父夜祭りに登場する「屋台」に比べ、人々の信仰心を強く反映した構造を呈していると言える。

埼玉県では、おもに上記三種類の曳きものが使用されてきた。ここで我々は、同県の曳きものの呼称について、次の地域的差異が認められることに留意すべきであろう(第一図)。それは、すなわち、

埼玉県東部 専ら「山車」という名称の曳きものを使用する。
埼玉県北部・南部 祭祀時に「山車」・「屋台」の二種類の曳きものを奉納するが、比較的后者を用いる事例が多い。なお、山本(平成四)によると、南部の飯能市・入間市周辺部では「底抜け屋台」が多用される。
埼玉県西部(秩父地方) おもに「笠鉦」を用いるが、市街地周辺では「屋台」の奉納もなされる。

の三点である。これらの事実から、「江戸型山車」の発祥地である江戸に近接した埼玉県東部では「山車」と呼ばれる曳きものを好んで用いるが、そこから遠方となるにつれて「屋台」や「笠鉦」など、異なる呼称のものを奉納する傾向にあることがわかる。

(三) 祭祀の時期

埼玉県では、どの季節に曳きものの祭祀を実施してきたか。資料分析の結果、夏季(六〜八月)が一七五件(六五・八パーセント)と最多で、以下、秋季(九〜十一月)の四八件(二八・〇パーセント)、春季(三〜五月)の二一件(七・八パーセント)、冬季の四件、その他の二件、不明一六件となっていることが明らかになった。よって、埼玉県も日本の他の地域と同様に、おもに夏季に曳きものを使用してきたと言える。

また興味深いことに、夏季の祭祀一七五件のうち一五〇件が、「氷川神社」・「須賀神社」・「須佐神社」・「八坂神社」など、スサノヲノミコトを祭神とする神社の祭祀として、あるいはこれらを境内社・合祀社とする神社の祭祀として行われていることがわかった。埼玉県下における夏季の曳きものの祭祀の大部分は、氷川神社で行われるものを含め、「祇園祭り」・「天王様」・「お祇園」・「夏祭り」・「川瀬祭り」などと呼ばれ、その主眼を町内の悪疫退散に置く傾向にある。これに対し、約七〇件みられる春季・秋季の曳きものの祭

礼は「お日待ち」・「お九日」・「春祭り」・「秋祭り」などと称され、五穀豊穣祈願を目的としている。祭礼日について地図を作成した結果、次の地域的差異を確認することができた(第2図)。

埼玉県東部(関東平野)・秩父盆地の中心部 夏季に曳きものの祭礼を行う。
秩父地方の山間部 春季または秋季の祭礼時に曳きものを使用する傾向にある。

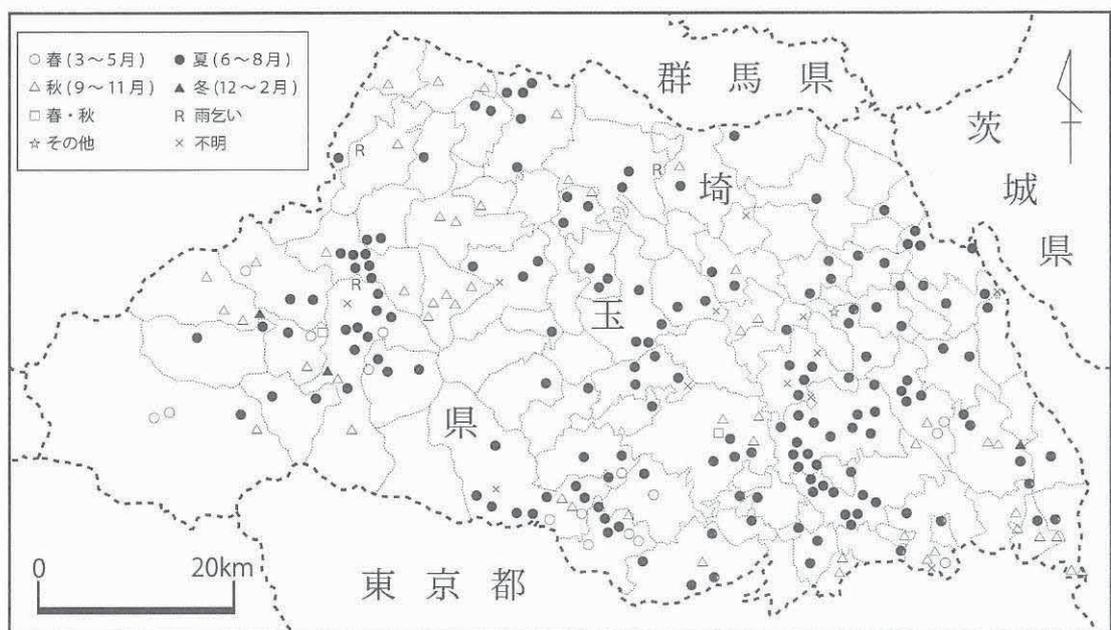
したがって埼玉県では、市街地が広がる地域―すなわち埼玉県東部(関東平野)と秩父盆地の中心部―では夏季の悪疫除けのために、そして、人口密度の低い地域―秩父地方の山間部―においては春・秋の豊作祈願のために曳きものを奉納してきたと言える。このような都市部と山間部との対照性は、前者は人口密度が高く、かつ、人々の往来が激しいために疫病が多発しやすいという条件下にあるのに対し、後者はその可能性が相対的に低いことから生じたものと推察される。

以上述べた曳きものの祭礼にみられる地域的差異を基準に、埼玉県を区分した。その結果、同県は次の三つの地域に分類された(第3図)。

東部(関東平野)・・・「山車卓越・祇園型」 曳きものの祭礼が最も盛んな地域で、おもに夏季に、「天王様」・「祇園祭り」などと称して祇園信仰の祭礼の場で「山車」を使用する。ただし、湿地帯が広がる利根川右岸地区では曳きものの祭礼はあまりなされない。

北部・南部・・・「混在・祇園型」 曳きものの祭礼の分布が相対的に疎らな地域である。「山車」と「屋台」の二種類の曳きものが奉納されるが、その比重は後者に置かれる傾向にある。これらは夏季の祭礼に登場する場が多い。西部(秩父地方)・・・「笠鉾卓越型」 秩父地方一円で「笠鉾」の使用が確認

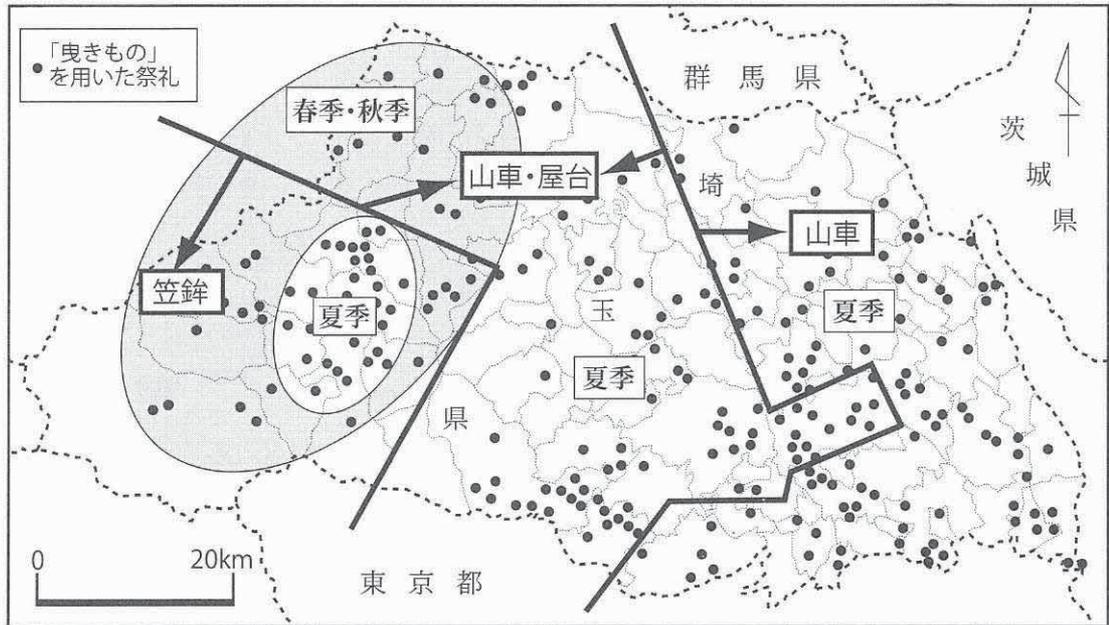
される。同地域は、さらに、①夏季に「天王様」・「祇園祭り」などの祇園信仰の祭礼を行う秩父盆地の中心部、および②春季・秋季に五穀豊穣祈願



第2図 埼玉県における曳きものの祭礼の斎行時期

を目的に祭礼を実施する山間部のふたつの地区に細分される。このように、埼玉県は、おおまかに東部の「山車卓越・祇園型」、北部・

南部の「混在・祇園型」、秩父地方の「笠鉾卓越型」（①市街地の「笠鉾卓越・祇園型」、②山間部の「笠鉾卓越・非祇園型」）に区分し得た。このことから、



第3図 埼玉県における曳きものの祭礼にみられる地域的差異

同県は実に多様な曳きものの文化を有していると言える。では、これら三つの地域にみられるように、特定の種類の曳きものがある一定の範囲にのみ分布し、いわば、それぞれの「曳きもの文化圏」を形成するようになった理由とは何か。次章では、上記三地域の中から、「屋台」や「山車」とは形状を著しく異にする曳きもの「つまり」「笠鉾」を用いた祭礼が盛んな秩父地方に焦点を当てて、このような現象が生じた要因について考察を行うこととしたい。

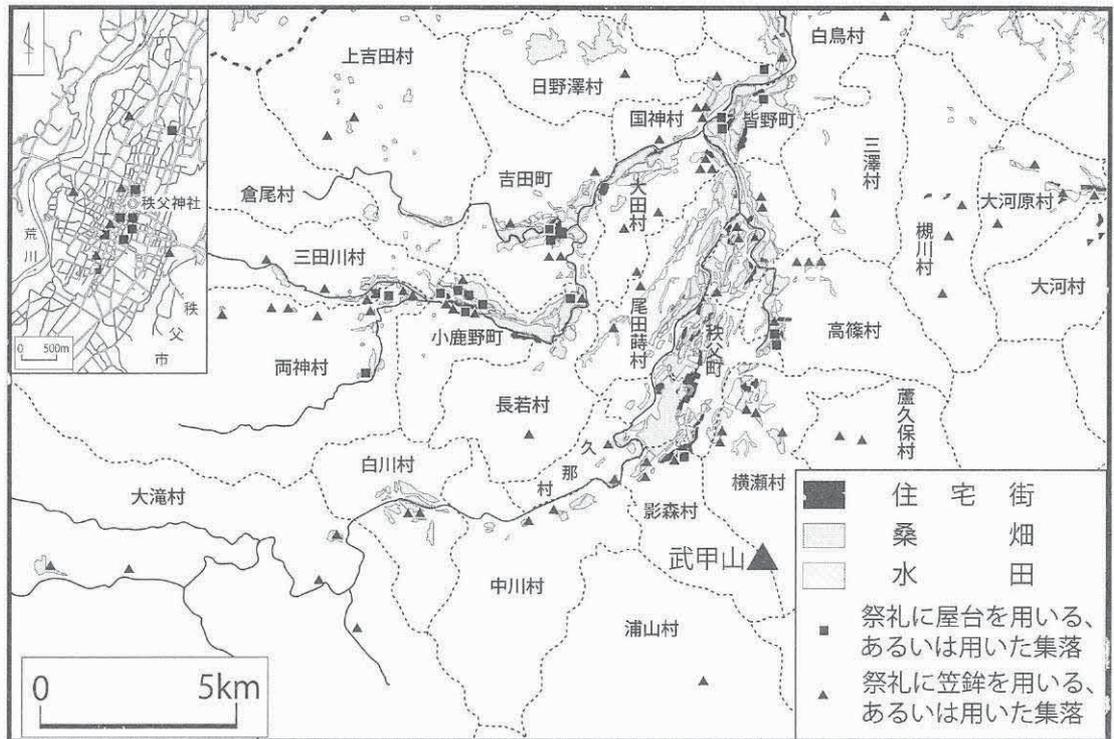
三 秩父地方における「笠鉾文化圏」の形成要因

析原・千嶋編（平成一二）によると、秩父地方一帯には、個人所有のもの、使用を中止したものを合わせると一四〇基もの曳きもの（笠鉾・屋台）が存在するという。この報告を参考に、秩父地方における曳きものの種類別分布を第4図に示した¹⁶。同図から、笠鉾が秩父地方一円に分布しており、これらがとくに山間部（農村部）で使用されてきたことを読み取ることができる。一方、屋台の存在は、旧皆野町・旧秩父町（第4図の割図参照）・旧吉田町・旧小鹿野町など、古くからの市街地で若干確認できるに過ぎない。さらに、上記の市街地では曳きものの種類を問わず、これらが集積する傾向にあるが、山間部では笠鉾を一基だけ所有するケースが多いこともわかる。

このような都市部と山間部のコントラストは、前者が多くの人を抱え、経済が比較的発達しているために、多額の費用を要する屋台の作製・維持と複数の曳きものの所有が可能であったのに対し、作美（平成七）も指摘するように、経済力の弱い山間部では安価な笠鉾を一基だけ入手するという選択をせざるを得なかったことから、生じた現象だと解釈される。

その安価さから、笠鉾は秩父地方以外にも使用される可能性があった。それにもかかわらず、これらの分布範囲はほぼ秩父地方に限られている

(第1図参照)。では、いかなる理由により、同地に「笠鉾文化圏」が成立したのであろうか。その要因として、①地形的制約による曳きものの伝播範囲



第4図 秩父盆地における曳きものの展開状況（近代以降）

(朽原嗣雄・千嶋壽編『秩父のまつり』郷土出版社、平成12年に掲載された図を訂正・加筆)

注) 旧版地形図をもとに作成した。本図の市町村境は昭和9年当時のものである。なお、秩父神社周辺域については、平成期の地図を用いて作成した(割図参照)。◎は秩父神社の位置を示す。

の確定、②笠鉾がもつ構造と伝承とが農家の嗜好と合致したことの二点を挙げる事ができた。まず、①について述べる。

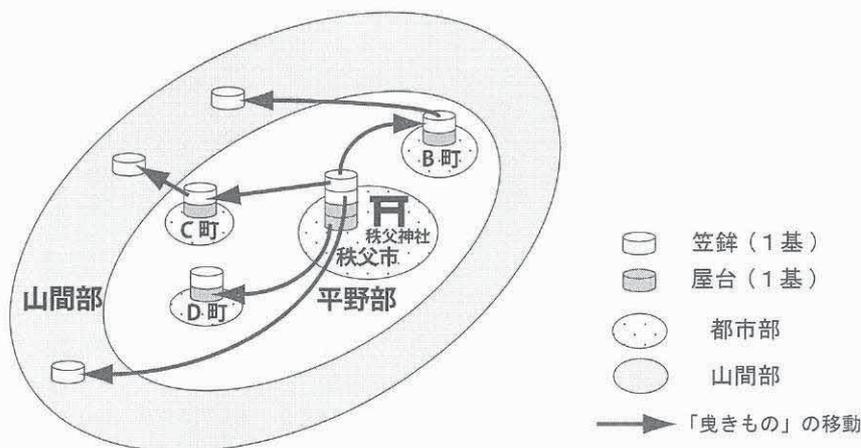
埼玉県立秩父高等学校社会科学研究部編(昭和六三・作美(平成五)・井上(平成一八))を分析した結果、明治期以降、確認し得るだけでも笠鉾を中心とする三三基の曳きもの、あるいは、これらの部品の一部が、秩父地方の集落から他の集落へと譲渡・一時貸与されていたことが明らかになった(第5図、第1表)。この数字は、一四〇基あるとされる同地方の曳きものの約四分の一にも匹敵する。よって、近代の秩父地方では、集落間における曳きものの譲渡や一時貸与は、広く行われていた慣習のひとつであったと考えられる。このような行為は、一般に、譲渡元となった集落で曳きものを新調した際に行われていたようである。

第5図と第1表をみると、譲渡・一時貸与された曳きものが、南北約一五キロメートル、東西約二五キロメートルもの広域にわたって移動していたことがわかる。ここで、事例番号19以外の曳きものの移動範囲が、ほぼ秩父盆地内に限られていた点に留意すべきであろう。秩父地方の曳きものは組み立て式で分解可能だが、井上(平成一八)によると、その総重量が一〇トンを超えるものも少なくない。したがって、たとえ解体したとしても、笠鉾やその一部分を標高千〜千数百メートル級の山々を経由して他地方まで運搬することは非常に困難であったことから、これらの伝播範囲が秩父地方に限定されたものと推察される(第6図)。

次に要因②について検討しよう。第4図からも看取されるように、昭和初期の秩父地方は、市街地が秩父神社周辺などにわずかに展開する程度で、その外延部は桑畑や水田などが広がる農村地帯であった。同地方における養蚕業は極めて重要で、その様子は、大正一二(一九二三)年当時の農産物の生産価格が繭の二、五六一、八八八円を筆頭に、以下、コメ類の八八八、八四五円、イモ類の三七四、三二八円、豆類の三六二、九六七円となっていたことからうかがえよう(秩父郡教育委員会編、大正一四)。このように、同地方では

第1表 秩父地方における曳きものの移動（近世以降）

番号	奉納・譲渡元	譲渡先	種類	年代	入手条件	備考
1	秩父市本町	小鹿野町飯田	笠鉦	昭和10年	奉納	本町で屋台を作成したことから、笠鉦を奉納。飯田では謝礼として150円を支払う。
2	秩父市中町	小鹿野町上飯田	屋台	明治期以降	購入	
3	秩父市中町	長瀬町長瀬	笠鉦	昭和11年	購入	3代目の笠鉦を作製したことから、2代目の笠以外の部分を100円で売却。
4	秩父市上町	秩父市道生	笠鉦	平成9年	購入	笠鉦から、屋台・笠鉦に2回改造される。その後、秩父市道生へ。
5	秩父市番場	皆野町親鼻	屋台	昭和10年	購入	笠鉦を改造して屋台としたものを150円で売却。
6	秩父市宮側	秩父市熊木	笠鉦	昭和28年ころ	—	熊木町は宮側の笠鉦の笠・万燈・せき台を、また大滝村栃本の笠鉦の土台を用いて笠鉦を作成。
7	秩父市宮側	秩父市久那	屋台	不明	—	
8	秩父市中近	秩父市栃谷上郷	笠鉦	明治30年頃	購入	57円で売却。
9	秩父市下郷	皆野町原	屋台	明治30年頃	購入	元来は笠鉦で、それを屋台に改造。
10	秩父市下郷	秩父市栃谷下郷	笠鉦	明治半ば	—	笠の部分譲渡。
11	秩父市小柱	皆野町大浜	屋台	明治末期	購入	元来は笠鉦で、それを屋台に改造したもの。車輪以外の部分を売却。
12	秩父上蒔田	皆野町日野沢	笠鉦	明治31年	購入	その後、笠鉦の新調を契機に、明ヶ平に売却。
13	秩父市大沼町影森	荒川村上田野	笠鉦・舞台	大正末期	購入	その後、下日野に売却されたが、昭和40年に大沼町影森が買い戻す。
14	秩父市田村町井森	小鹿野町上2丁目	笠鉦	明治末期	購入	
15	秩父市栃谷上郷	秩父市下蒔田	笠鉦	明治30年	購入	31円で売却。さらに昭和27年に皆野町国神に売却。
16	秩父市栃谷下郷	東秩父村皆谷	笠鉦	明治17年	購入	栃谷下郷で2代目の笠鉦が完成したことを受け、初代を売却。
17	秩父市山田上組	秩父市大野原	笠鉦	不明	購入	5層の笠のうち、不要になった2層を売却。
18	東秩父村安戸	小鹿野町上2丁目	笠鉦	大正末期	購入	50円で売却。
19	横瀬村芦ヶ久保	飯能市正丸	笠鉦	明治中期	購入	
20	横瀬町宇根	秩父市東町	笠鉦	明治32年	—	昭和8年に小鹿野町上1丁目に売却。
21	横瀬町中郷	秩父市熊木	笠鉦	昭和28年	一時貸与	土台部分を一時貸与。
22	小鹿野町奈倉	小鹿野町飯田	屋台	明治元年	—	屋台の部品の大部分を譲渡。
23	小鹿野町八谷	小鹿野町藤倉	笠鉦	第2次世界大戦後	奉納	
24	荒川村白久	大滝村上中尾	笠鉦	明治17年	購入	
25	両神村御霊	小鹿野町腰之根	笠鉦	明治10年	一時貸与	
26	両神村黒海土	小鹿野町飯田	笠鉦	明治末期	購入	
27	両神村小沢口	小鹿野町尾の内	笠鉦	明治末期	—	
28	両神村竹ノ平	吉田町本町	?	昭和53年	—	車輪を譲渡。
29	大滝村強石	大滝村栃本	笠鉦	明治初年	購入	昭和28年に土台部分のみを秩父市熊木に売却。
30	吉田町小暮	吉田町仲町	笠鉦	昭和52年	一時貸与	2年間、一時貸与。
31	皆野町大淵	不明	笠鉦	明治期	購入	
32	不明	東秩父村萩平	笠鉦	明治期	購入	
33	不明	秩父市下黒谷	笠鉦	明治40年	購入	



第6図 秩父地方における曳きものの分布傾向と伝播に関する概念図

・ 曳きものの祭礼の分布密度 埼玉県のはば全域で祭礼時に曳きものを用いる習慣があるが、とくに、大宮台地と武蔵野台地の周辺や秩父盆地の中心部―すなわち市街地―では曳きものの祭礼の分布密度が非常に高い。一方、湿地帯が広がる妻沼町以南の利根川右岸地区や山間部である秩父地方など、曳きものの巡行が困難な地形条件下にある地域では、その分布が相対的に疎らとなる。

・ 曳きものの呼称 江戸に近接した地域である埼玉県東部では、おもに「山車」と呼ばれる曳きものを使用してきた。そして同地域より遠方となるにつれて、その使用は徐々にみられなくなり、「屋台」（同県北部・南部）や「笠鉾」（同県西部）など、他の呼称をもつ曳きものが用いられるようになる。

・ 曳きものの祭礼の時期 埼玉県の東部と秩父盆地内の中心部―すなわち都市部―においては、おもに、「祇園祭り」・「天王様」などと呼ばれる祇園信仰の祭礼（夏祭り）で曳きものが使用される。これに対し、秩父地方の山間部では、「お日待ち」・「お九日」・「春祭り」・「秋祭り」など、五穀豊穣祈願を目的とした春祭り・秋祭りや曳きものが奉納される。以上から、埼玉県の曳きものの祭礼には、

都市部の祭礼Ⅱ祇園信仰の祭礼（疫病除け）Ⅱ夏祭り

山間部の祭礼Ⅱ五穀豊穣祈願の祭礼Ⅱ春・秋祭り

という地域的特性があるものと思われる。

・ 「笠鉾文化圏」の形成要因 埼玉県秩父地方が「笠鉾文化圏」となった要因として、①重量のある笠鉾を秩父山地經由で他地方へ移動させることが非常に困難であったことから、これらの伝播範囲が秩父盆地内にほぼ限定された、②笠鉾の「花」の部分が「五穀の実り」を表現する構造を呈し、かつ、養蚕業に恵みをもたらすとされる伝承をもつがゆえに、秩父地方の大多数の人々―すなわち農家の人々―に容易に受容され得る要素を多分に含んでいたこと、の二点が挙げられた。

以上述べたように、埼玉県における曳きものの祭礼には、その呼称（種類）のみならず、分布密度・執行時期などの他の地域的差異がみられることが明らかになった。なかでも筆者が最も興味を覚えたのは、埼玉県の都市部では、曳きものと夏季の祇園信仰の祭礼とが、そして山間部では、これらと春・秋季の五穀豊穣祈願の祭礼とが密接な関係にあるという点である。果たして、このような現象は一般的にみられるものであるのか、今後、曳きものの祭礼が盛んな中部地方・東海地方・関西地方・瀬戸内地方・九州北部など、他地域との比較研究を行い、説明していく必要があるように思われる。その際には、各地における祇園信仰の伝播と曳きものの祭礼の成立年代との関係についても検討せねばならぬまい。さらに、山車・屋台・だんじりなど、それぞれの「曳きもの文化圏」の形成過程とその社会的背景の解明も課題として残されている。以上の点を今後の研究課題として掲げ、本報告を終えることとしたい。

本研究に関する現地調査は平成一九年一二月三〜四日に実施した。本稿を作成するにあたり、茂木栄先生（國學院大學准教授）と島田潔先生（國學院大學伝統文化リサーチセンター客員研究員）から貴重なご助言を賜った。厚く御礼申し上げる。

註

- ① 以下、本稿では曳きものが登場する祭礼を、「曳きものの祭礼」と記す。
- ② たとえば、栃木県那須烏山市の「烏山の山あげ行事」に使用されるつくりものの山は、同地の特産品である和紙を素材としている。また、兵庫県姫路市の魚吹八幡神社の祭礼に登場する「やったい（屋台）」は数千もの電飾で飾られている。これは、同社の周辺に電気機械関連の企業が多数進出し、氏がその社員となっていることに起因する。この点については、稿を改めて論じたい。
- ③ 二八五件のうち四三件は、祭礼を行う神社・寺院名が不明である。
- ④ 本研究では、明治期以降、神社で実際に行われた曳きものの祭礼の記録のみを抽

出し、これらに関する伝承は分析の対象外とすることとした。文末に掲げた参考文献のなかで傍線を施したものは、筆者が曳きものの祭礼に関する記録を抽出した資料である。なお、埼玉県各市町村史・民俗誌には、これらに関連した記述が少なかったため、埼玉県神社庁傘下の全神社の氏子の年中行事を比較的详细に記録した埼玉県神社庁調査団編（昭和六三・平成四・平成一四）が主な参考資料となったことをお断りしておく。また、本稿でも、埼玉県教育委員会編（平成九）の調査結果を反映すべきであったが、同報告には曳きものの祭礼を執行する神社の鎮座地が記載されていなかった。このため、他資料との照合作業が非常に困難を極めたことから、本稿ではこれを参考とするとどめた。

⑤ 巡行を中止した事例を八九件、そのような状態にあると推測される事例を一五件確認した。巡行を中止した集落の中には、「居囃子」と称して、曳きものを特定の場所に飾り置き、そこで御囃子を披露するものもみられる。

⑥ ①⑤の事例として、それぞれ、①秩父市落合・品沢集落（笠鉾）、日高町田木（山車）、庄和町倉常（山車）、②逢田市根金（山車）、③入間市春日町・江南町（屋台・笠鉾）、飯能市坂石町分（山車）、④上尾市原市（山車）、小川町小川・大塚（屋台）、大宮市大宮町（山車）などがある。

⑦ 曳きものを購入した事例として、飯能市中山（山車）を、祭礼を復活させた事例として、江南町上新田（屋台）・小川町大塚（屋台）・鳩山町今宿（山車）などを挙げる事ができる。

⑧ 本稿では、文末に掲げた参考資料から抽出した二六六件の曳きものの祭礼のうち、祭礼を行う神社の鎮座地が判明した二四九件のみを図示した。

⑨ 埼玉県教育委員会編（平成九）をみると、①の地域の祭礼は、オビシヤ、初午、お九日の籠り・百万遍など、曳きものを使用しないものを中心になっていることがわかる。

⑩ 一事例と少ないものの、船形の曳きものの存在も確認できた。これは、「船山車（御座舟）」と呼ばれ、長瀬町の宝登山神社の舟玉祭に使用されるものである。この祭礼は毎年八月一五日に水上安全祈願のために行われ、このとき、御座舟は同社の神輿を乗せた状態で川を下る。詳しくは、新井編（昭和五四）を参照。

⑪ 川越氷川神社の祭典は毎年一〇月一四日に、山車行事は一〇月第三土・日曜日に行われる。

⑫ 秩父神社の秩父夜祭りには、宮地・本町・仲町・上町が屋台を、中近・下郷が笠鉾を出す。また、同社の川瀬祭り（毎年七月二〇日）には、本町・東町・番場町・宮側町が屋台を、道生町・熊木町が笠鉾を奉納する。これらの祭礼に登場する曳きものは、ほぼ同一の構造をもつ。氏子集落と秩父夜祭りの関係については、中村（昭和四七）、根岸・後藤・田口（平成一九）、松平（昭和六〇）などの文化人類学・建築学・社会学的研究の蓄積がみられる。

⑬ 秩父地方の笠鉾の先端部分の飾りについては、埼玉県秩父市文化財保護委員会編（昭和三八）と関根（昭和五一）を参照。埼玉県秩父市文化財保護委員会編（昭和三八）によると、これらは、おおまかに「御幣」と「天道（太陽）」の二種類に分類でき、前者は一年間の神の加護を、後者は病氣予防の神を象徴するとされる。なお、笠鉾の笠は三層が一般的だが、近代に、電線の架設などのために曳きものの高さを低くする必要に迫られた際に、その数を減らし、今日に至っている事例が多数みられる。

⑭ 夏季の祭礼一七五件のうち三件は、雨乞いのために臨時に実施されたものである。作美（平成七）によると、秩父地方には雨乞い時に使用した曳きものが七基存在するという。

⑮ 分析の結果、確認し得るだけでも、三七件が境内社・合祀社の祭礼として執行されていることが明らかになった。これらの中には、本社の例祭よりも盛大に行われるものも少なくない。埼玉県の祇園信仰の神社の展開については、茂木（平成一四）が詳しい。なお、川越市・大宮市周辺の氷川神社二六社のうち、少なくとも一六社では、「天王様」・「祇園祭り」と称し、曳きものを用いて祇園信仰の祭礼を行っている。

⑯ 第4図には、各集落のサークルや個人が所有する曳きものの分布を示していない。大正一二年当時、織物業は秩父郡の工業品生産価格の約九三パーセントを占め、経済の要となっていた。秩父郡教育委員会編（大正一四）参照。

参考文献

- 上尾市教育委員会編『上尾市史 第十巻 別巻3 民俗』上尾市、平成一四年。
- 朝霞市教育委員会市史編さん室編『朝霞市史 民俗編』朝霞市、平成七年。
- 浅見清一郎編『秩父神社例大祭屋台とその沿革』新世紀社、昭和三五年。
- 新井瑞男編『寶登山』寶登山神社事務所、昭和四四年。
- 井上隆『秩父―山車づくし―』（自費出版）、平成一八年。
- 入間市史編さん室編『入間市史 民俗・文化財編』入間市、昭和五六年。
- 植木行宣・田井竜一編『都市の祭礼―山・鉾・屋台と囃子』岩田書院、平成一七年。
- 浦和市総務部市史編さん室編『浦和市史 民俗編』浦和市、昭和五五年。
- 大井町史編さん委員会編『大井町史 民俗編』大井町、昭和六〇年。
- 大島曉雄「山・鉾・屋台行事の保護への新たな取り組み―山・鉾・屋台行事に関する調査研究」の報告―、『月刊文化財』、第四六七号、四一九、平成一四年。
- 大島曉雄・松崎憲三・宮本袈裟雄・小林茂編『関東の民俗 埼玉県編』三一書房、平成六年。
- 大宮市編『大宮市史 第五巻 民俗・文化財編』大宮市、昭和四四年。

- 小川町編『小川町の歴史 別編 民俗編』、小川町、平成一三年。
- 桶川市役所編『桶川市史 第六巻 民俗編』、昭和六三年。
- 折口博士記念古代研究所編『折口信夫全集 第二巻』、中央公論社、昭和六二年。
- 川口市編『川口市史 民俗編』、川口市、昭和五五年。
- 久喜市史編さん室編『久喜市史 民俗編』、久喜市、平成三年。
- 鴻巣市史編さん調査会編『大井町史 民俗編』、鴻巣市、平成七年。
- 江南町史編さん委員会編『江南町史 資料編5 民俗』、江南町、平成八年。
- 児玉町教育委員会・児玉町史編さん委員会編『児玉町史 民俗編』、児玉町、平成七年。
- 埼玉県神社庁神社調査団編『埼玉県の神社 入間・北埼玉・秩父』、埼玉県神社庁、昭和六三年。
- 埼玉県神社庁神社調査団編『埼玉県の神社 大里・北葛飾・比企』、埼玉県神社庁、平成四年。
- 埼玉県神社庁神社調査団編『埼玉県の神社 北足立・児玉・南埼玉』、埼玉県神社庁、平成一四年。
- 埼玉県秩父市文化財保護委員会編『秩父祭屋台』、埼玉県秩父市教育委員会、昭和三八年。
- 埼玉県立秩父高等学校社会科研究部編『秩父盆地』、第四六号、昭和六三年。
- 埼玉県立民俗文化センター編『埼玉の祭り・行事』、埼玉県教育委員会、平成九年。
- 坂戸市教育委員会編『坂戸市史 民俗資料編』、坂戸市、昭和六〇年。
- 作美陽一『秩父地方の屋台笠鉾』、(自費出版)、平成五年。
- 志木市編『志木市史 民俗資料編I』、志木市、昭和六〇年。
- 四国民俗学会編『四国民俗』、第三五号、平成一四年。
- 菖蒲町教育委員会社会教育課編『菖蒲町の歴史と文化財 通史編』、菖蒲町教育委員会、平成一八年。
- 杉戸町編『杉戸町史 民俗編』、杉戸町、平成一七年。
- 関根邦之助『秩父の笠鉾とその類型について』、『埼玉民俗』、第六号、九八一—一〇四、昭和五一年。
- 草加市史編さん委員会編『草加市史 民俗編』、草加市、昭和六二年。
- 蘭田稔監修『秩父夜祭』、よきたま出版会、平成一七年。
- 秩父郡教育会編『埼玉県秩父郡誌』、秩父郡教育会、大正一四年。
- 秩父市教育委員会編『秩父史話』、秩父市教育委員会、昭和三〇年。
- 秩父市誌編纂委員会編『秩父市誌』、埼玉県秩父市、昭和三七年。
- 鶴ヶ島町史編さん室編『鶴ヶ島町史 民俗社会編』、鶴ヶ島町、平成四年。
- 所沢市史編さん委員会編『所沢市史 民俗』、所沢市、平成元年。
- 枋原嗣雄・千嶋壽編『秩父のまつり』、郷土出版社、平成一二年。
- 長瀬町教育委員会編『長瀬町史 民俗編I』、長瀬町、平成一一年。
- 中村孚美『秩父祭り―都市の祭りの社会人類学―』、『季刊人類学』、第三巻四号、一九九一—一九二、昭和四七年。
- 滑川村役場企画財政課編『滑川村史 民俗編』、滑川村、昭和五九年。
- 根岸亮太・後藤春彦・田口太郎『祭事が地域運営に与える影響に関する研究―埼玉県秩父市における秩父夜祭りを対象として―』、『日本建築学会計画系論文集』、第六二二号、一九九一—一九三六、平成一九年。
- 鳩ヶ谷市編『鳩ヶ谷市史 民俗編』、鳩ヶ谷市、昭和六三年。
- 東松山市教育委員会事務局市史編さん委員会編『東松山市史 資料集第5巻 民俗編』、東松山市、昭和五八年。
- 本田安次編『日本祭礼地図III 秋季編』、国土地理協会、昭和五二年。
- 松平誠『都市の社会集団(5)―秩父の祭りと生活集団―』、『応用社会学研究』、第二六号、七五—一一二、昭和六〇年。
- 三郷市史編さん委員会編『三郷市史 第九巻 別編 民俗』、三郷市、平成三年。
- 三隅治雄編『日本祭礼地図II 夏季編』、国土地理協会、昭和五四年。
- 宮田 登・植木行宣『変容する都市祭礼の文化的側面に関する総合的研究』(文部省科学研究費補助金研究成果報告書)、平成一二年。
- 宮本常一編『日本祭礼地図IV 冬・新春編』、国土地理協会、昭和五二年。
- 三芳町編『三芳町史 民俗編』、三芳町、平成四年。
- 茂木貞純『素盞鳴尊信仰の展開―神社本庁』、『平成「祭」データ』の分析を中心に、真弓常忠編『祇園信仰辞典』、戎光祥出版株式会社、三九〇—四一四所収、平成一四年。
- 山本修康『入間郡内における底抜け屋台について』、『研究紀要』、第八号、三五—四四、一九九二年。
- 和歌森太郎編『日本祭礼地図I 春季編』、国土地理協会、昭和五一年。